

同時利用軽減対象施設（京都市内）

平成28年4月1日時点

令和3年7月一部追記

利用者負担額（保育料）の同時利用軽減対象施設のうち、届出書の提出が必要な主な京都市内の施設を掲載しています。この他、京都市外の同種の施設を利用しておられる場合でも、軽減の対象になります。対象となる施設かどうかは、利用しておられる施設にお尋ねください。

なお、施設の情報は変更となる場合がございますので、それぞれ最新情報を御確認ください。

■施設型給付の対象ではない私立幼稚園等

子ども・子育て新制度に移行していない私立幼稚園及び国立幼稚園です。

【私立幼稚園（95園）】

（トップページ>健康・福祉・教育> 子ども子育て支援・少子化対策>私立幼稚園

京都市内の私立幼稚園一覧 <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000173630.html>

【国立幼稚園（1園）】

京都教育大学教育学部 付属幼稚園	伏見区桃山井伊掃部東町16
---------------------	---------------

■特別支援学校幼稚部

障害のある児童が幼稚園に準ずる教育を受けるとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を学ぶ施設です。

京都府立盲学校	北区紫野花ノ坊町1
京都府立聾学校	右京区御室大内4

■里親（規則第2条2項3号ア）

何らかの事情で実親が養育することができない児童を里親の家庭で養育し、家庭生活の体験を積むことにより育成する制度です。

■助産施設（規則第2条2項3号イ（ア））

経済的な理由で病院や助産所に入院して出産することができない妊産婦のために、児童福祉法第36条により安全な出産を図る施設（病院・助産所）です。

（トップページ>健康・福祉・教育>子ども子育て支援・少子化対策>子育て支援施策>その他子育て支援>入院助産制度 <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000205690.html>

■ 乳児院（規則第2条2項3号イ（ア））

保護・養護を必要とする概ね2歳までの児童を入所させて、養育することを目的とする施設です。

京都府の施設一覧のページを御確認下さい。

トップページ > 子育て・健康・福祉 > 子育て・青少年 > 児童福祉施設 [子育て支援情報 未来っ子ひろば] > 児童福祉施設一覧 [子育て支援情報 未来っ子ひろば]

https://www.pref.kyoto.jp/kosodate/ouen_19shisetsu02.html

■ 児童養護施設（規則第2条2項3号イ（ア））

概ね2～18歳の保護者がいない児童、虐待されている児童、家庭環境その他の環境上養護を要する児童を入所させて、養育することを目的とする施設です。

京都府の施設一覧のページを御確認下さい。

トップページ > 子育て・健康・福祉 > 子育て・青少年 > 児童福祉施設 [子育て支援情報 未来っ子ひろば] > 児童福祉施設一覧 [子育て支援情報 未来っ子ひろば]

https://www.pref.kyoto.jp/kosodate/ouen_19shisetsu02.html

■ 障害児入所施設（規則第2条2項3号イ（ア））

障害のある児童が入所し、主に独立生活に必要な知識技能等を学ぶことを目的とする施設です。

（トップページ>健康・福祉・教育>子ども子育て支援・少子化対策>児童福祉>障害児通所支援事業所・障害児入所施設等一覧 <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000256335.html>）

■ 児童発達支援センター（規則第2条2項3号イ（ア）（ウ））

障害のある児童が通園し、療育等を受ける施設です。

（トップページ>健康・福祉・教育>子ども子育て支援・少子化対策>児童福祉>障害児通所支援事業所・障害児入所施設等一覧 <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000256335.html>）

■ 児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設）（規則第2条2項3号イ（ア））

軽度の情緒障害を有する児童を短期入所させ、又は保護者の元から通わせてその情緒障害を治すことを目的とします。

（トップページ>健康・福祉・教育>子ども子育て支援・少子化対策>児童福祉センター>児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設）の民設民営化について（お知らせ）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000194289.html>

■児童自立支援施設（規則第2条2項3号イ（ア））

非行性のある児童や家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童が入所し、児童に最も適した生活指導等により、児童が社会的に自立できるよう育成することを目的とします。

（京都市子ども若者はぐくみウェブサイト https://www.kyoto-kosodate.jp/shisaku_category/support）

■指定発達医療機関（規則第2条2項3号イ（イ））

上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童が治療を受けるとともに、日常生活の指導を受けることを目的とする施設です。

南京都病院 重症心身障害児病棟	城陽市中芦原11
宇多野病院 進行性筋委縮症児病棟	右京区鳴滝音戸山町8

■児童発達支援事業所（規則第2条2項3号イ（ウ））

障害のある就学前の児童が通園し、指導を受け、その育成を援助する施設です。

（トップページ>健康・福祉・教育> 子ども子育て支援・少子化対策>児童福祉>障害児通所支援事業所・障害児入所施設等一覧 <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000256335.html>）

■放課後等デイサービス（規則第2条2項3号イ（ウ））

障害のある就学中の児童が放課後や長期休暇中に通園し、療育等を受ける施設です。

（トップページ>健康・福祉・教育> 子ども子育て支援・少子化対策>児童福祉>障害児通所支援事業所・障害児入所施設等一覧 <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000256335.html>）